



熊本県公報

第 1 2 0 2 1 号
平成 23 年 6 月 24 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
○道路の供用開始	(道路保全課)	2
○熊本県収入証紙売りさばき人の指定	(会計課)	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○指定介護予防サービス事業者の指定	(")	2
○指定居宅サービス事業者の指定	(")	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(")	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(")	3
○指定介護予防サービス事業者の指定	(")	3
○家畜伝染病(ヨルネ病)の発生	(畜産課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課)	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるもの とされた生活保護法の規定による施術者の廃止	(")	4
○道路の区域変更	(道路保全課)	4
公 告		
○道路の位置の指定	(建築課)	4
○道路の位置の指定	(")	5
○道路の位置の指定	(")	5
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(")	5
○県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課)	5
○大規模小売店舗立地法に基づく変更届出	(商工振興金融課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村からの意 見	(")	7
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	8
○大規模小売店舗立地法に基づく新設届出	(商工振興金融課)	8
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	9
登 載 依 頼		
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン、サイバーパトロー ルシステム及び関連機器(平成23年度導入分)の賃貸借に係 る一般競争入札参加資格等	(警察本部情報管理課)	9
○熊本県警察統合OAシステム用パソコン、サイバーパトロー ルシステム及び関連機器(平成23年度導入分)の賃貸借に係 る一般競争入札の実施	(")	10
○幸野ダム操作規程の一部を改正する規程	(工務課)	13
○熊本県環境影響評価審査会の開催	(熊本県環境影響評価審査会)	13

告 示

熊本県告示第 6 5 8 号
次の森林を保安林予定森林にするので、森林法(昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号)第 3 0 条
の 2 の規定により告示する。
平成 2 3 年 6 月 2 4 日

- 熊本県知事 蒲 島 郁 夫
- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県天草市御所浦町御所浦字鞆 1 5 2 3 番、字柿畑 1
6 8 7 番、1 6 9 2 番、字越地 1 7 5 1 番、1 7 5 4 番、1 7 5 5 番、1 7 6 0 番、字
大迫 1 8 8 1 番、1 8 8 2 番 1、1 8 8 3 番、字穴藏 2 0 1 0 番、2 0 6 0 番
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字穴藏2010番・2060番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第659号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年6月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供用を開始する区間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	新八代停車場線	八代市上日置町字八坪 4512番1地先から 同所 4512番1地先まで	34.0	活力基盤改築 (新道)

2 供用を開始する期日 平成23年6月24日

熊本県告示第660号

熊本県収入証紙条例（昭和39年熊本県条例第24号）第5条第1項の規定により売りさばき人を次のように指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

住 所	名称及び代表者氏名	指定年月日
玉名郡南関町大字関町1 316番地	南関町 南関町長 上田数吉	平成23年6月13日
玉名郡長洲町大字長洲2 766番地	長洲町 長洲町長 中逸博光	平成23年6月13日

熊本県告示第661号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター ふくふく 宇城市松橋町松山3567番地	株式会社福進	平成23年7月1日

熊本県告示第662号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービスセンター ふくふく 宇城市松橋町松山3567番地	株式会社福進	平成23年7月1日

熊本県告示第663号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス ほほえみ 八代市井揚町字参番割3091番 2	株式会社L, i f e C r e a t i o n	平成23年6月27日

熊本県告示第664号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
デイサービス ほほえみ 八代市井揚町字参番割3091番 2	株式会社L, i f e C r e a t i o n	平成23年6月27日

熊本県告示第665号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
樹楽団らんの家白石 熊本市白石町698番地	株式会社桜花	平成23年6月30日

熊本県告示第666号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防通所介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
樹楽団らんの家白石 熊本市白石町698番地	株式会社桜花	平成23年6月30日

熊本県告示第667号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により次のとおり家畜伝染病に係る発生があったので、同条第4項の規定により公示する。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成23年6月14日	山鹿市	1戸1頭	乳用牛

熊本県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法

第 5 5 条 の 2 及 び 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 及 び 永 住 帰 国 後 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 第 1 4 条 第 4 項 に お い て そ の 例 に よ る も の と さ れ た 生 活 保 護 法 第 5 5 条 の 2 の 規 定 に よ り 告 示 す る。

平成 23 年 6 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施 術 者 [柔 道 整 復 師])

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
整骨院 啓	牧野 克典	荒尾市原万田 6 3 0 番地 1	平成 23 年 6 月 1 日

熊 本 県 告 示 第 6 6 9 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により次の施術者から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 55 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 55 条の 2 の規定により告示する。

平成 23 年 6 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施 術 者 [柔 道 整 復 師])

施術所名称	施術者	施術所所在地	廃止年月日
整骨院 啓	野中 雄介	荒尾市原万田 6 3 0 番地 1	平成 23 年 5 月 31 日

熊 本 県 告 示 第 6 7 0 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 23 年 6 月 24 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 23 年 6 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
一般県道	一勝地神 瀬線	葦北郡芦北町大字告字鎌瀬平 2 6 9 5 番地先から 同所 2 7 1 0 番 2 地 先 まで	前	7.1 ～ 15.0	60.0	仮設道路の廃止
			後	7.1 ～ 9.5		

2 区域を変更する期日 平成 23 年 6 月 24 日

公 告

熊 本 県 公 告 第 3 3 1 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成 23 年 6 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 合志市須屋648番地4
- 2 築造者の氏名 松永丹
- 3 道路の位置 合志市須屋字橋ノ元648番7、同648番9、同649番5及び同649番15
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 34.10メートル
- 6 指定年月日 平成23年6月8日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第34号

熊本県公告第332号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 菊池郡大津町大字引水856番地10
- 2 築造者の氏名 有限会社大永不動産
- 3 道路の位置 菊池郡大津町大字引水字古荘谷875番1及び里道の一部
- 4 道路の幅員 5.00メートルから6.05メートルまで
- 5 道路の延長 31.72メートル
- 6 指定年月日 平成23年6月6日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第33号

熊本県公告第333号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 八代市昭和日進町54番地1
- 2 築造者の氏名 服田光雄
- 3 道路の位置 宇城市松橋町両仲間字食田1706番2、同1733番4、同1739番5及び同1742番4
- 4 道路の幅員 4.01メートル
- 5 道路の延長 86.56メートル
- 6 指定年月日 平成23年6月8日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第10号

熊本県公告第334号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字中野4393番377の一部及び同4393番380
342.05平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
岐阜県各務原市前洞新町三丁目18番地（ジョイフル前洞202）
尾方 洋一

熊本県公告第335号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営菊池東部2期地区（陣床工区）土地改良事業（区画整理）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

- 1 この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議申立てをすることができる。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営菊池東部2期地区（陣床工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成23年6月27日から平成23年7月25日まで
- 3 縦覧場所

菊池市役所

熊本県公告第336号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出を縦覧に供する。

平成23年6月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
新世界会館（熊本パルコ）
熊本市手取本町5番1号
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション 代表取締役 菊地 敬一 愛知県愛知郡長久手町大字長湫字上鴨田12番1号	代表取締役 白川 篤典 愛知県名古屋市長久手町大字上社一丁目901番地
株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド 東京都新宿区富久町13番15号	東京都港区北青山一丁目2番3号
有限会社ザフットワーク	株式会社ザフットワーク
ジンカンパニー株式会社 東京都立川市柴崎町三丁目13番20号	東京都立川市柴崎町四丁目1番1号
株式会社ティノラス 東京都目黒区青葉台四丁目2番16号	東京都港区南青山五丁目13番9号
株式会社トミーヒルフィガー ジャパン 代表取締役 玉木 開作	代表取締役 西条 真義
株式会社ナイスクラップ 東京都渋谷区神宮前六丁目12番22号	東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株式会社メンズ・ビギ 代表取締役 大楠 祐二	代表取締役 高橋 誠一
有限会社ディフェンド 熊本市上通町7-5	熊本市坪井二丁目2番20号
株式会社テット・オム 代表取締役 加藤 和孝 東京都渋谷区猿楽町2番1号	(退店)
株式会社ファイブ・フォックス 代表取締役 上田 稔夫 東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目60番7号	(退店)
株式会社ブルミエ 代表取締役 坂本 東 福岡県福岡市博多区吉塚八丁目8番36号	(退店)
株式会社ブルームーンブルー 代表取締役 文 秀英 東京都台東区柳橋一丁目2番12号	(退店)
有限会社ムーブカンパニー 代表取締役 鍛崎 竜治 八代市末広町3番3号	(退店)
有限会社K i o 代表取締役 廣岡 清美 熊本市城東町五丁目45号	(退店)

株式会社リープ 代表取締役 鈴木 芳行 東京都渋谷区桜丘町29番24号	(退店)
吉住 拓郎 熊本市水道町4番23号	(退店)
(出店)	株式会社アマガサ 代表取締役 天笠 悦藏 東京都台東区浅草六丁目36番2号
(出店)	株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口 実 東京都渋谷区神南一丁目11番5号
(出店)	株式会社アサクラ 代表取締役 朝倉 満 大阪府大阪市都島区東野田町四丁目2番1号
(出店)	有限会社エフティワールド 代表取締役 関 三千雄 熊本市武蔵ヶ丘八丁目1番20号
(出店)	株式会社天翔 代表取締役 平 茂美 福岡県大野城市御笠川五丁目6番17号
(出店)	合資会社みはら 代表社員 三原 順一 宮崎県延岡市中央通三丁目6番地1

3 届出年月日

平成23年5月31日

4 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成23年6月24日から平成23年10月24日まで

熊本県公告第337号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により平成23年1月18日に行われた届出に対し、同法第8条第1項の規定により美里町から意見書の提出があったので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグコスモス美里店

下益城郡美里町小笹字前田915番1ほか

2 美里町の意見の概要

(1) 地域との連携、融和を図り、地域と密着した事業を展開してもらうため法第7条に基づき、特に周辺地域の嘱託員、住民に対し十分な説明を行い周辺地域の生活環境保持に関する要望等については誠意ある対応をお願いする。

(2) 出店に際しては、積極的に地元からの雇用に努めていただきたい。

(3) 計画地は国道218号沿いであり、また比較的大きな交差点に近いことから、店舗敷地へ出入りする際の事故防止に配慮するとともに、宇城市方面からの右折入店による交通渋滞については緩和対策を講じることを求める。
なお、交通安全対策については国道管理者及び宇城警察署と協議を行っていただきたい。

(4) 夜間の営業時間帯において、青少年の非行の場とならないよう、また、児童生徒が事件や事故に巻き込まれないよう、駐車場の適切な照明の確保や、従業員、警備員による巡回を行う等十分な対処をお願いする。

(5) 町内商工業者と共に地域貢献、地域振興に取り組み、良好な関係を保ちながら美里町の経済浮上、商工業発展を推進するため、美里町商工会への入会及び商工活動への積極的な参加をお願いする。

(6) 本町における環境保全関係の各規制については次のとおり定められており、周

辺地域の生活環境の悪化を防止するため、関係法令を順守するとともに必要な対応を求める。

ア 騒音規制法に関する規制区域：全域

(ア) 特定工場等の規制区域：全域、第 3 種区域

(イ) 特定建設作業の規制区域：全域、第 1 号

イ 振動規制法に関する規制区域：全域、C 類型

(ア) 特定工場等の規制区域：全域、第 2 種区域

(イ) 特定建設作業の規制区域：全域、第 1 号

ウ 悪臭防止法に関する規制区域：全域、A 区域

(ア) 特定工場等の規制区域：全域、第 2 種区域

(イ) 特定建設作業の規制区域：全域、第 1 号

(7) 廃棄物の処理に関しては、関係法令を順守し周辺環境に配慮した適切な処理を行うとともに、環境保全活動として、レジ袋削減等にできる限り協力するよう求める。

(8) 地球温暖化への影響に配慮し、駐車場内のアイドリングストップについて看板を設置するなど環境保全に配慮するよう求める。

(9) 上記のほか「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」を十分認識し、各事項に誠意を持って対応されるよう求める。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び宇城地域振興局総務部総務振興課

平成 23 年 6 月 24 日から平成 23 年 7 月 24 日まで

熊本県公告第 338 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。

平成 23 年 6 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市幾久富字飯高 1 6 3 9 番 1、同 1 6 3 9 番 2、同 1 6 3 9 番 4、同 1 6 3 9 番 5、同 1 6 3 9 番 6、同 1 6 3 9 番 7 及び同 1 6 3 9 番 8
5, 9 6 5. 3 6 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
福岡県久留米市城南町 1 3 番地 2 1
九州セキスイハイム不動産株式会社
合志市豊岡 2 5 0 6 番地 2 の 2
米澤 正信

熊本県公告第 339 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 23 年 6 月 24 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス八代店
八代市松江町字芭蕉 1 0 6 番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
株式会社イオス 代表取締役 稲田保弘	八代市新浜町 1 番 1 号

- 3 大規模小売店舗において、小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称及び代表者氏名	住 所
ダイレックス株式会社 代表取締役 大島秀昭	佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 9 3 0 番地
株式会社エクリュ・ジャポン 代表取締役 荒牧浩一	北九州市小倉北区大手町 2 番 6 号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 23 年 1 2 月 1 5 日（希望予定日）
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1, 8 6 5 平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物敷地内 93台
- (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物A棟北東側 18台
建物B棟北東側 10台 合計28台
- (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物A棟南西側 63平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物A棟内南西側 13立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
平成23年6月10日
- 9 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び八代地域振興局総務部総務振興課
平成23年6月24日から平成23年10月24日まで

熊本県公告第340号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(1工区)
上益城郡嘉島町大字上島字芝原2070番1、同2070番8、同2071番1、同2071番3、同2071番5及び同2072番3
1, 138.51平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
株式会社 レオハウス

登載依頼

熊本県警察本部告示第3号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。
平成23年6月24日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

- 1 競争入札に付する事項
熊本県警察統合OAシステム用パソコン、サイバーパトロールシステム及び関連機器（平成23年度導入分）の賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

- 電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
 公告の日から平成23年7月14日(木)までの日(県の休日を除く。)の
 午前8時30分から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時ま
 で随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
 資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
 入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成25年3月3
 1日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査
 申請の受付を平成25年1月4日から平成25年1月31日まで(閉庁日を除く。)行
 う。

熊情管公告第737号

次のとおり一般競争入札に付する。なお、本公告は入札説明書を兼ねる。

平成23年6月24日

熊本県警察本部長 中尾 克彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量
 熊本県警察統合OAシステム用パソコン、サイバーパトロールシステム及び関連機
 器一式
- (2) 借入物品に係る入札・契約担当部局
 熊本県警察本部情報管理課電算システム運用第二係 (熊本県警察本部庁舎4階)
 住所 〒862-8610 熊本市水前寺6丁目18番1号
 電話 096-381-0110 内線(2443)
 ファックス番号 096-381-2048
- (3) 借入物品の規格、品質等
 熊本県警察統合OAシステム用パソコン、サイバーパトロールシステム及び関連機
 器(平成23年度導入分)の賃貸借に係る要求仕様書(以下「要求仕様書」という。)に
 による。
- (4) 借入期間
 平成24年1月1日から平成28年12月31日まで
- (5) 納入期限
 平成23年12月28日(水)
- (6) 借入場所
 要求仕様書による。
- (7) 入札方式
 この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札
 による入札ができる。(紙入札併用案件)ただし、電子入札システムに利用者登録が
 完了しているものは、電子入札により入札することとするが、電子入札システムの利
 用者登録を既に行った者で、熊本県電子入札運用基準の規定10-3(2)に該当し、
 かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間までに県に熊本県電子入札シス
 テム紙入札移行承認願(熊本県電子入札運用基準様式3号)を提出後、承認を受けた
 ものに限り紙入札により入札することができる。
- (8) 入札金額
 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、60月賃
 借料率で計算すること。
 落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の5に相当する額を加
 算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金
 額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事
 業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100
 に相当する金額により入札すること。
- (9) 最低制限価格の設定
 この入札は、最低制限価格を設けていない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)に定める条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平
 成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査のうえ、有資格者と
 して営業種目「リース・レンタル(OA機器類)」に登録された者であること。
 なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。
 - ア 競争入札参加資格審査申請書受付期間
 公告の日から平成23年7月14日(木)午後5時まで
 - イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
 熊本県出納局管理調達課 管理審査班(熊本県庁行政棟本館2階)

住所 〒862-8570 熊本市水前寺6丁目18番1号

電話 096-333-2581

ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ持参又は郵送とする。郵送の場合はアの日時までには必着とする。

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てを行なった者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 要求仕様書の内容を満たしていること。

3 入札参加のための確認申請

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、2の(2)から(5)までに示す要件を満たしていることの確認を受けるため、ア、イの書類を提出すること。

ア 別紙様式1 競争入札参加資格確認申請書

イ その他確認資料

(2) 提出方法

電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア、イの書類を電子入札システムにより提出すること。

なお、(1)イその他確認資料の容量が3メガバイトを超える場合には、資料の目録を電子入札システムで提出し、資料は提出期間内に郵送又は持参すること。

紙入札により入札する場合は、(1)ア、イの書類を書面で(3)の提出期間内に郵送（書留郵便に限る。）又は持参すること。

(3) 提出期間

公告の日から平成23年7月21日(木)午後5時まで

(4) 提出先

入札・契約担当部局

1(2)のとおり

(5) 確認結果の通知

電子入札システムで提出した場合は、電子入札システムにより通知する。書面で提出した場合は、別紙様式2競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。

4 入札執行等

(1) 入札仕様書等の閲覧

入札情報公開サービスシステム及び1(2)入札・契約担当部局による。

(2) 入札質問に対する回答の閲覧

入札情報公開サービスシステム及び1(2)入札・契約担当部局による。

(3) 入札の日時及び場所

ア 電子入札システムによる入札期間

電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成23年8月3日(水)午後5時までに入札すること。

イ 紙入札による入札

(ア) 日時 平成23年8月4日(木)午後2時

(イ) 場所 熊本市水前寺6丁目18番1号

熊本県警察本部情報管理課OA研修室（熊本県警察本部庁舎9階）

(4) 開札の日時

平成23年8月4日(木)午後2時

(5) 再入札の日時

ア 日時 平成23年8月4日(木)午後3時

イ 場所 (3)イ(イ)と同じ

5 入札の方法等

(1) 入札の方法

ア 電子入札システムによる入札

4(3)アの日時までには電子入札システムにより入札すること。

イ 紙入札による入札

別紙様式3入札書により作成し、4(3)イの日時及び場所へ持参し提出すること。ただし、代理人が入札するときは、別紙様式4委任状を入札書と併せて提出すること。

なお、郵送による提出も認めるが、平成23年8月3日(水)までに1(2)入札・契約担当部局へ書留郵便で送付すること。その際は、封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「入札案件の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に別紙様式3入札書を入れること。

- 再入札が想定される場合は、中封筒の表に「再入札書」、「入札案件の名称」及び「再入札日時」を朱書し、中封筒の中に別紙様式 3 - 2 再入札書を入れること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。ただし、紙入札方式により入札した者がいる場合は、入札に参加した者又はその代理人の立ち会いのもとに開札を行うものとする。ただし、郵送により入札書を提出した場合など立ち会えない場合は、入札執行事務に関係のない県の職員を立ち合わせて開札を行う。
- (3) 入札の回数
入札の回数は 2 回までとする。開札後に落札者が決定しない場合は再入札を行う。再入札を行う場合は、電子入札システムで入札を行ったものは、再入札の通知を受けたときから 4 (5) アまでに入札すること。
なお、再入札の締切り日時までに再入札をしなかった場合、又は、再入札書を提出しなかった場合は、再入札を辞退したものとみなす。
- (4) 入札の無効等
次のアからオのいずれかに該当する入札は無効とし、既に行った入札の引き換え、変更及び取消しをすることはできない。
また、無効の入札を行った者を落札者として決定していた場合は、落札決定を取り消すものとする。
入札に参加する者が連合し、または、不穏な行動をなす等の場合において入札を公正に執行することができないと認められるときは、該当入札参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期、もしくは、これを取りやめることができる。
ア 熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 4 2 0 号）第 8 条 1 1 項目いずれかに該当する入札
イ 民法第 9 5 条による錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
ウ 電子入札において、契約権限のない者の IC カードを使用して行った入札
エ 明らかに連合によると認められた入札
オ 紙入札において、入札書にくじ番号の記入がない入札
- (5) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 6 0 年熊本県規則第 1 1 号）第 8 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合は、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (6) 入札保証金
免除する。
- (7) その他
要求仕様書等に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準の規定を準用する。
- 6 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 落札者からの契約締結期限
落札者の決定の日から 1 4 日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から 7 日以内とする。
- (4) 契約保証金
熊本県会計規則第 7 7 条の規定により、契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（1 月当たりの賃借料）に借入月数（6 0 月）を乗じた額の 1 0 0 分の 1 0 以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の納付は、熊本県会計規則第 7 7 条の第 2 項第 1 号から第 7 号に規定する担保の提供をもって代えることができる。
また、熊本県会計規則第 7 8 条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができるので、その際は、必要な添付書類を添えて別紙様式 5 「契約保証金免除申請書」を 1 (2) 入札・契約担当部局へ提出すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語、通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 本競争入札は、世界貿易機構（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
(3) 本入札の落札結果については、落札者の決定した日の翌日から起算して 7 2 日以内に公告する。
- 8 Summary
- (1) Name and quantity of commodity:
A set of personal computers for Kumamoto Prefectural Police (one set).
- (2) Deadline for supply of items:
December 28th, 2011
- (3) Date and place to submit bidding:
August 4th, 2011, 2:00p. m.
Kumamoto Prefectural Police

9th floor OA training Room
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan

- (4) Deadline to submit bidding proposal by mail(Registered only):
August 3th, 2011
- (5) Language and currency to be use for bidding:
Japanese language and currency only
- (6) Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Kumamoto Prefectural Police
Police Administration Department
Information Management Division
6-18-1 Suizenji, Kumamoto city, Kumamoto prefecture
862-8610 Japan
Tel. 096-381-0110(2443)

9 問い合わせ

- (1) 入札の内容、要求仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
(本公告に係る入札・契約担当部局) 1 (2) のとおり
熊本県警察本部警務部情報管理課電算システム運用第二係
電話番号 096-381-0110 内線(2443)
ファックス番号 096-381-2048
- (2) 2 (1) 競争入札参加資格審査申請(新規受付)に関すること
熊本県出納局管理調達課 管理審査班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
くまもと市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(土、日、祝日及び年末年始を除く)

熊本県公営企業管理規程第12号

幸野ダム操作規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成23年6月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

幸野ダム操作規程の一部を改正する規程
幸野ダム操作規程(昭和43年熊本県公営企業管理規程第5号)の一部を次のように改正する。
第5条中「予報区」を「予報区(熊本県球磨地方)」に改める。
別表第2を次のように改める。

警報局の名称	所在地	構造又は能力	摘要
幸野ダム	湯前町字焼尾5051	サイレン 1.5kW スピーカー30W	
市房第二発電所	湯前町字下川久保4948	スピーカー50W×2台	
上川久保	湯前町字上川久保4996-1地先	スピーカー30W×2台	
佐本橋	水上村大字岩野字2840-5	スピーカー50W×2台	市房ダム設備を使用
古淵橋	湯前町921-9	スピーカー50W×2台	市房ダム設備を使用

附 則
この規程は、公布の日から施行する。

熊本県環境影響評価審査会公告第2号

熊本県環境影響評価審査会の会議を、次のとおり開催する。
平成23年6月24日

熊本県環境影響評価審査会会長 矢野 隆

- 1 開催日時
平成23年7月1日(金) 午前10時から午前11時20分まで
- 2 開催場所
熊本県八代市西片町1660番

- 八代地域振興局5階大会議室
- 3 審議内容
「八代市環境センター建設事業」環境影響評価方法書について
 - 4 傍聴者の定員
10人
 - 5 傍聴手続
 - (1) 会議当日、会場において整理券の配布を行うので、傍聴希望者は、審議開始予定時刻の30分前までに集合すること。
 - (2) 傍聴の手続は先着順で行うが、傍聴希望者が多数ある場合は抽選を行うことがある。
 - (3) 傍聴決定者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - 6 問合せ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境影響評価審査会事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課環境審査班）
電話096-333-2268